

役員等の報酬等に関する規程

(主旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、法人業務を行う場合に別表1のとおり報酬を支給する。ただし、行政特別職員及び行政職員で他で支給される場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が別表1の報酬額を超える場合には、本会旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の報酬は支払わない。
- 3 通勤手当については支給しない。

(旅費の支給)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、別に定める本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、法人業務を行ったときから1ヶ月以内に通貨で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。（平成29年4月1日から適用）

別表 1

役員等	法人業務	報酬額
会長	法人運營業務	月額 60,000円
理事	理事会及びその他会議への出席	日額 5,000円
監事	理事会及びその他会議への出席	日額 5,000円
	決算監査への出席	日額 15,000円
	月次監査への出席	日額 7,500円

※第3条第1項のとおり、行政特別職員及び行政職員には、上記報酬は支給しない。